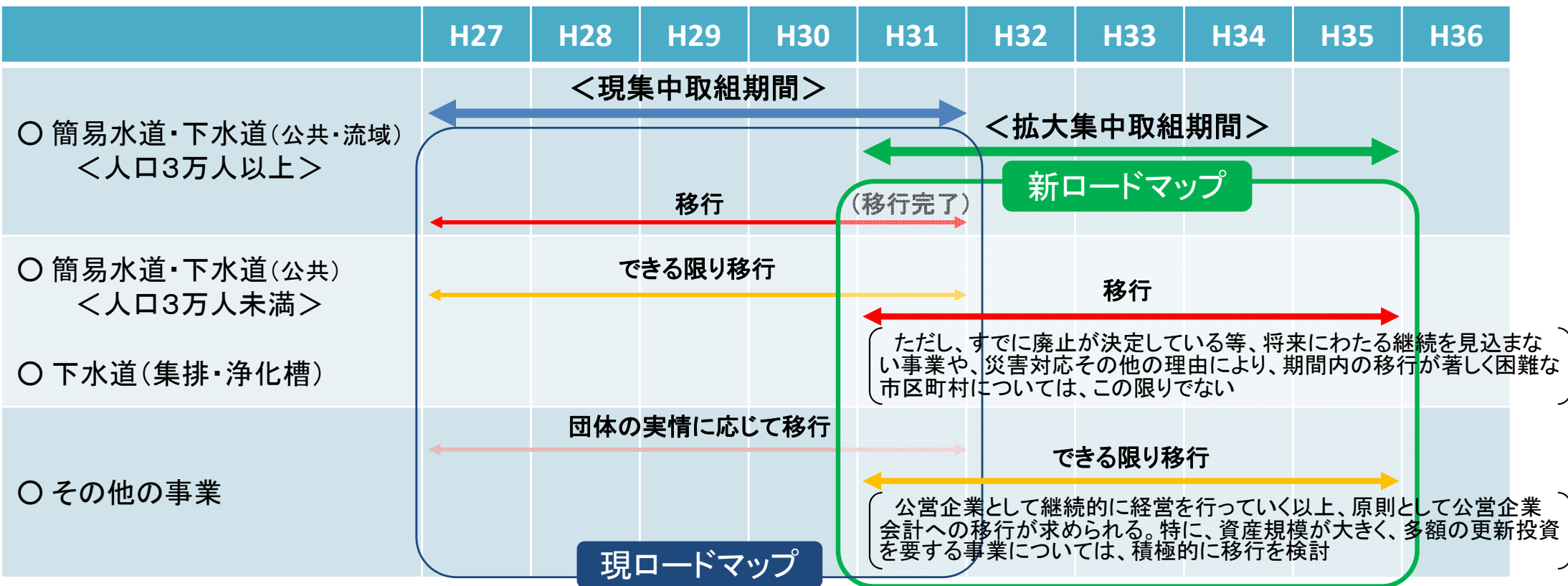


公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

H27.1月
総務大臣通知等により要請

H31.1月
総務大臣通知等により要請



取組の推進
に向けて

新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討
の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

新たなロードマップにおける対象事業について

H31年度～H35年度(5年間)を新たな集中取組期間として、以下の取組を要請

青文字は前回通知により要請していた内容 赤文字は今回通知により新たに要請する予定の内容

	簡易水道	下水道				その他
		流域	公共	集落排水	浄化槽	
都道府県 及び 人口3万人以上の市区町村	平成31年度までに移行することが必要		平成31年度までにできる限り移行対象に含めることが必要		<p>公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計に移行することが求められることから、平成35年度までにできる限り移行することが必要。</p> <p>特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討すること。</p>	
人口3万人未満の市区町村	<p>平成35年度までに移行することが必要</p> <p>※ただし、すでに廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。</p> <p>「重点事業」: 特に公営企業会計を適用する必要性が高い</p>					

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

➤ 分かりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

公営企業会計適用の取組状況

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）及び流域下水道事業）において99.4%、簡易水道事業においては95.8%であり、取組に大幅な進捗が見られる。
- 一方、人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。））、流域下水道事業、集落排水及び合併浄化槽）において27.6%、簡易水道事業においては、42.9%であり、取組の進捗に差異が見られる。

人口3万人以上の団体

(単位: 団体)

人口3万人未満の団体

(単位: 団体)

	下水道事業 (※1)		簡易水道事業(※3)
	団体数(構成比)	公共下水道事業及び流域下水道事業(※2)	団体数(構成比)
① 適用済	370 (44.8%)	370 (45.5%)	201 (64.6%)
② 適用に取組中	440 (53.3%)	439 (53.9%)	97 (31.2%)
小計(①+②)	810 (98.1%)	809 (99.4%)	298 (95.8%)
③ 検討中	8 (1.0%)	5 (0.6%)	13 (4.2%)
④ 検討未着手	8 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	826 (100.0%)	814 (100.0%)	311 (100.0%)

	下水道事業 (※1)		簡易水道事業 (※3)
	団体数(構成比)	団体数(構成比)	団体数(構成比)
① 適用済	82 (10.0%)	194 (33.3%)	
② 適用に取組中	143 (17.5%)	56 (9.6%)	
小計(①+②)	225 (27.6%)	250 (42.9%)	
③ 検討中	308 (37.7%)	135 (23.2%)	
④ 検討未着手	283 (34.7%)	198 (34.0%)	
合計	816 (100.0%)	583 (100.0%)	

(※1) 公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(※2) 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略)について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

(※3) 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。)

上記の取組状況調査結果については、総務省HPにおいて公表している。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. マニュアル等の作成

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表。
- ⇒ 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

2. 人的支援制度

- 市町村に対する専門人材の派遣等により、公営企業会計の適用に係る個別具体的な助言を実施。
- ⇒ 派遣制度の量的・質的な拡充を図るとともに、専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を導入。

3. 都道府県による市町村の支援

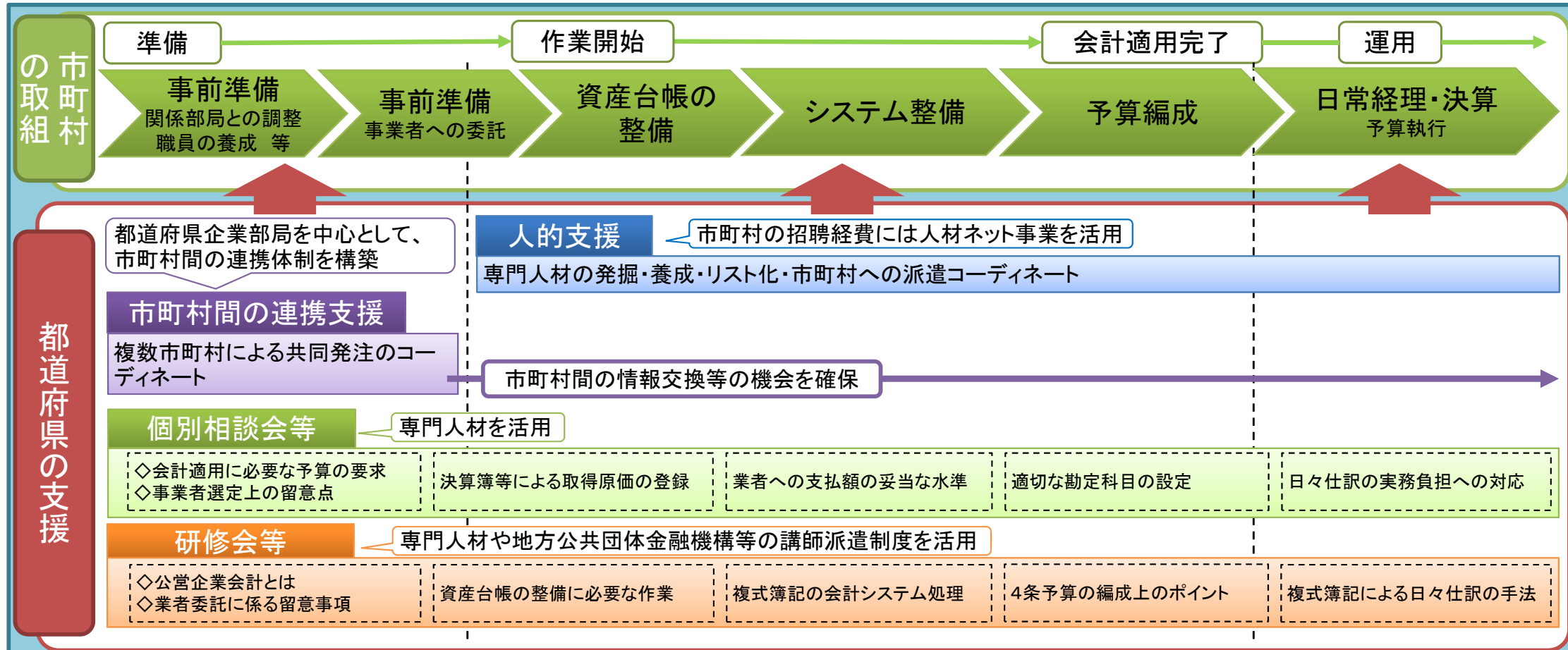
- 現在、各都道府県が市町村を対象として、公営企業会計の適用の推進のための研修等を実施。
- ⇒ 市町村の取組支援のため、都道府県と市町村が参加する体制を構築し、当該体制の下で、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。また、都道府県がこれらの取組に要する経費について、新たに交付税措置。

4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置。
- ⇒ 下水道事業及び簡易水道事業(重点事業)について、元利償還金に対する交付税措置を継続するとともに、重点事業以外の事業についても新たに交付税措置。

都道府県による市町村支援体制の構築

- 新ロードマップの推進に向けて都道府県に対し、個別市町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することを要請。
- 市町村の取組に要する経費(会計適用債の対象)や、都道府県が行う市町村支援に要する経費について、普通交付税措置。



プラットフォーム(都道府県—市町村連絡会議)の設置

都道府県
市町村財政担当部局

都道府県
公営企業部局

有識者・専門人材
(自治体OB等)

- 都道府県は個別市町村の状況を把握し、上記の取組を通じ、適切な助言等を実施
- 市町村は自団体の課題を把握するとともに、他団体との情報交換を通じて取組を促進
- 都道府県が招聘する専門人材のサポートにより、専門性を確保

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

新たなロードマップにおいて、現行の重点事業を含む全ての法非適用事業について公営企業会計の適用を要請することを踏まえ、公営企業会計適用の取組や当該取組に対する支援に要する経費等について、地方財政措置の拡充・新設を行う

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置【拡充】

- 概要: 法非適用事業における公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)。
※ 「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用した場合の、専門人材招へいに要する経費も含む
- 財政措置:
 - ー 簡易水道事業[継続] : 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
 - ー 下水道事業[継続] : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21~49%に普通交付税措置
 - ー 上記以外の事業[新規]: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 措置期間: 平成31~平成35年度

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置【新規】

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 措置期間: 平成31~平成35年度

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置【新規】

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 平成35年度までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)